

厚生労働大臣
加藤 勝信殿

2020年5月13日

意思疎通支援事業における
難聴者のウェブでの会議・集まりへの
要約筆記者派遣に係わる要望

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 新谷友良
(特非) 全国要約筆記問題研究会
理事長 山岡千恵子

拝啓、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日夜ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

私たち(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は全国の難聴者・中途失聴者(以下、難聴者)に対する施策の充実普及のための諸事業を行い、難聴者に対する社会の理解を促進させるとともに、難聴者のコミュニケーション手段等に関する調査研究等を行うことにより、障害者の社会的地位の向上と福祉の増進及び社会参加の促進に寄与することを目的としている当事者が作る地域団体の連合体です。

また、(特非)全国要約筆記問題研究会は、聞こえる人も、聞こえにくい人も安心して暮らせる社会の実現を目指し、そのために身のまわりにある「音や声のバリア」をなくすための活動をしている団体です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国に緊急事態宣言が出され、外出自粛・休業要請が続き、すべての人は大変困難な生活を余儀なくされています。その中で、特に難聴者は簡単に電話やテレビ会議で意思の疎通を行うことが困難なため、人が人と会い、交流することが制限されている状況では、孤立した毎日を送らざるを得ません。(注：手話を使うろう者の方は、おそらくお互いに手話を使ってテレビ電話で意思の疎通を実現されていると想像しております)

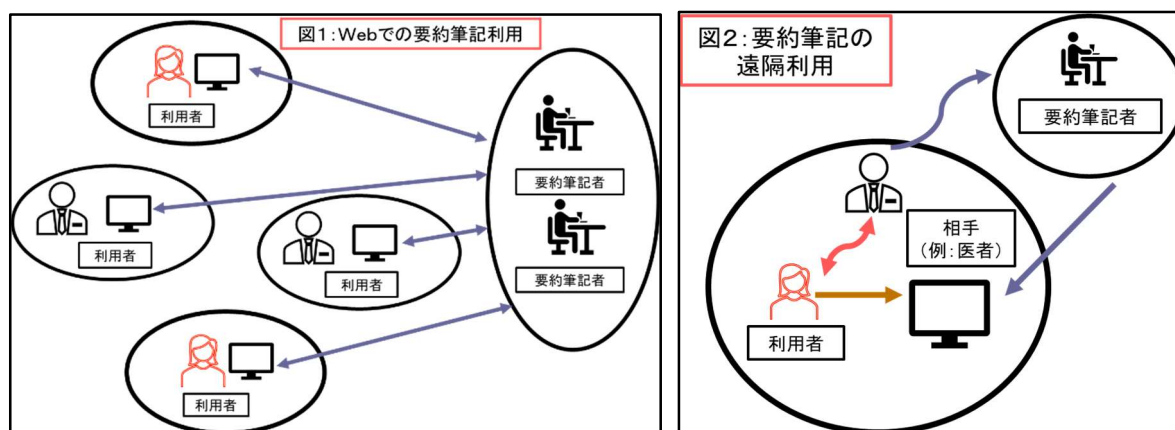
現在、障害者総合支援法の地域生活支援事業の枠組みで、私たちの集まり・会議などへの意思疎通支援者の派遣が制度化されていますが、そこでは私たちが現実どこかリアルな場に集まり、そこに要約筆記者が派遣されることが前提となっており、家庭などに留まっている個々の難聴者等が、バーチャルな場で要約筆記者を利用することは想定されていません。

4-6月には全難聴加盟の多くの地域団体にとって通常総会の開催時期にあっており、総会やその準備のための理事会の開催などが必要となっていますが、外出自粛や施設の閉鎖でその種の集まりが不可能となり、所轄官庁への事業報告提出もままならない状況に追い込まれています。

つきましては、現在各自治体で実施されている意思疎通支援事業の派遣先に、ウェブでの会

議・集まりを加えていただき、私たちの苦境を救済する措置を至急とっていただきたく要望する次第です。(イメージ図1) この仕組みは既に何回かの試行を行っており、厚生労働省より自治体等に、このような利用形態を意思疎通支援事業の要約筆記者派遣事業に含める旨、ご連絡いただければ、各地域の利用者は、居住自治体あてにこの仕組み実施を速やかに求めてまいりたいと思います。また、ウェブ会議に従事する要約筆記者には、他の要約筆記派遣現場と同様の技術・知識が求められますので、現在の意思疎通支援事業に従事している要約筆記者が担当する旨の確認もよろしくお願いたします。

なお、上記措置に加えて、手話通訳の遠隔利用サービスと同様、難聴者等が要約筆記支援を必要とする場(病院等)へ、遠隔で要約筆記サービスを提供することも、今回の措置に加えていただくように合わせ要望いたします。(イメージ図2)



以上、早急なご検討を何とぞよろしくお願いいたします。